

計 画 年 度
令和4年度～令和12年度

岡山県における獣医療を提供する 体制の整備を図るための計画書

令和4年7月

岡 山 県

目 次

	頁
第1 獣医療をめぐる情勢と獣医療を提供する体制の整備基本方針	
1 獣医療を取り巻く情勢	1
（1）安全・良質な食料の安定供給に対する獣医師の役割	
（2）高度な獣医療に対する需要の高まり	
（3）喫緊の課題としての獣医師の養成・確保	
2 岡山県における獣医療提供の現状と課題	2
（1）産業動物臨床分野及び公務員分野	
（2）小動物分野	
3 獣医療供給体制整備のための岡山県計画の基本的な方向	3
（1）産業動物臨床分野及び公務員分野	
（2）小動物分野	
第2 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	4
1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状	
（1）診療施設開設届出数	
（2）主要な診療機器等	
2 診療施設の整備に関する目標	6
（1）獣医療関連施設の整備目標	7
（2）各地域における診療施設の整備目標	
第3 獣医師の確保に関する目標	8
1 産業動物臨床分野における獣医師の確保目標	9
2 公務員分野における獣医師の確保	
3 獣医師の確保対策	
（1）産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の業務への理解醸成と就業誘導	
（2）労働をめぐる環境の改善	
（3）人材情報の共有と再就職支援	
第4 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	10
第5 相互の機能分担及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	10
1 組織的な家畜防疫体制の確立	
2 診療施設、診療機器の効率的利用	
3 獣医療情報の提供体制の整備	
4 家畜防疫員の確保、家畜伝染病発生時の支援体制の整備	
5 家畜衛生検査施設との業務の連携	
第6 診療上必要な技術の研修の実施、その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項	11
1 臨床研修	
（1）産業動物臨床分野	
（2）公務員分野	
（3）小動物分野	
2 高度研修	12
（1）産業動物臨床分野	
（2）公務員分野	

(3) 小動物分野	
3 生涯学習等	12
第7 その他獣医療を提供する体制の整備に関する重要事項	13
1 飼養者・飼育者の衛生知識の啓発・普及等	
(1) 産業動物診療分野及び公務員分野	
(2) 小動物分野	
2 広報活動の充実	
3 診療施設の整備	

第1 獣医療をめぐる情勢と獣医療を提供する体制の整備基本方針

1 獣医療を取り巻く情勢

(1) 安全・良質な食料の安定供給に対する獣医師の役割

畜産現場では、飼養規模の拡大に伴い群単位での管理形態が普及しており、生産者からは予防衛生に基づく生産獣医療の提供に対するニーズが高まっている。加えて、病原微生物や有害化学物質による畜産物のリスクの低減を図るため、群単位での衛生管理技術等の指導、さらには農場HACCP、畜産GAPの導入・普及等幅広い獣医療の提供が要請されるようになってきている。

また、食料の安定供給に対し、近年は、国内での豚熱、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫の発生を踏まえ、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化が求められるとともに、薬剤耐性菌対策等の観点からも安全で良質な畜産物の安定供給に対して県民の大きな関心が注がれており、食品の安全性や畜産の振興による食料自給率の向上による食料安全保障の観点からも、獣医師は、より一層重要な役割を担うことが必要となっている。

(2) 高度な獣医療に対する需要の高まり

産業動物臨床分野においては、飼養規模の拡大に伴い各種慢性疾病は顕在化傾向にあり、家畜の生産能力が向上する中で、個体の生産機能に密接な関連を有する疾病の発生が増加し、疾病の発生様相も複雑かつ、多様化する傾向がある。経営の安定や生産性の向上を図っていく観点から、代謝プロファイルテスト、ICT技術等を取り入れた群単位での集団衛生管理の推進が求められており、高度な医療機器を使用した診断・治療・予防技術の普及についても需要が高まっている。

さらに、牛や豚等では、獣医療に関連する分野の家畜人工授精師、削蹄師等との連携をさらに進める必要がある。

一方、小動物分野における獣医療においては、動物愛護思想の普及等に伴い犬、猫、小鳥等（以下「小動物」という。）の飼育数が増加するとともに、県民生活における小動物の地位がますます向上している。これらを背景として、飼育者の求める獣医療の内容は、複雑多様化しており、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、動物に対する総合的な保健衛生指導及び適切な飼育の推進に関する普及・啓発が求められている。動物福祉や人獣共通感染症対策の観点から小動物の適切な飼育と飼育責任についても飼育者自身の意識を高める必要がある。

また、飼育者に十分なインフォームドコンセントを得ながら診療をすすめる等、飼育者の意向も総合的に勘案した獣医療を提供するため、獣医師と愛玩動物看護師を含めた動物の看護に従事する者との連携による「チーム獣医療」の提供の必要性が高まってきている。

このような中で、飼育者からの高度かつ広範囲な獣医療技術及び保健衛生指導の提供が求められている。

(3) 喫緊の課題としての獣医師の養成・確保

家畜伝染病発生時の防疫対応や疫学調査、飼養衛生管理基準の遵守指導等を含む家畜伝染病予防法に係る業務の多様化に加えて、農場HACCPに係る指導等の新たな業務の需要が増加しており、これらを担う獣医師に対する社会的ニーズが益々高まっているが、公務員分野及び産業動物臨床分野における獣医師の確保について、難しくなっている。

また、人や物の移動の拡大等グローバル化の進展に伴う新興・再興感染症の侵入・発生リスクの増大に対して、人や飼育動物及び野生動物並びにこれらを包括する生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の考え方に基づいた学術研究や感染症予防・管理対策、家畜衛生・公衆衛生のニーズに対応した様々な取組が国際的に進められており、これらの取組を支える獣医師の必要性も高まっている。

これら獣医療の提供が不足すると見込まれる分野において安定的に獣医療を提供する体制を整備するため、獣医師の養成・確保が喫緊の課題となっている。

2 岡山県における獣医療提供の現状と課題

(1) 産業動物臨床分野及び公務員分野

本県における産業動物の獣医療は、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守指導等を含めた家畜伝染病対策等については、各地域の家畜保健衛生所（以下「家保」という。）が主体となり、また診療については、牛では岡山県農業共済組合（以下「NOSA I」という。）が、豚及び鶏では個人開業及びその他団体の施設が主体となり業務を行っている。農場が行う自衛防疫の指導及び支援については、一般社団法人岡山県畜産協会が県の家畜防疫業務と連携して、事業に取り組んでいる。

しかし近年、農業関係団体等においては新規獣医師の確保が困難となる等の課題が生じており、公務員分野においても、家畜伝染病発生時に最前線で防疫措置を実施する家畜防疫員や公衆衛生行政等に関わる獣医師の確保が求められている。

また、NOSA Iでは、新規獣医師の確保が難しいという若手の退職も多いことから、定年退職者の再雇用により獣医師を確保しているが、それにより高齢化が進んでいる状況である。

一方、「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」の「儲かる農林水産業加速化プログラム」において畜産振興を位置づけており、「岡山県酪農・肉用牛生産近代化計画」等で、いずれの畜種においても一戸あたりの飼養頭数の増加がさらに進むと見込んでいる。

そのため更なる獣医療の不足が見込まれ、今後も各分野・地域の獣医療への需要を把握しながら、獣医師の育成・確保と共に退職獣医師の再雇用等を検討する必要がある。

(2) 小動物分野

家庭等で飼育される小動物は、県民生活における位置づけがますます向上しており、飼育者との精神的な結びつきや障害者支援などと共に、広く社会に貢献していることから、夜間や救急診療、災害時の動物救護活動へのニーズも高まる傾向にある。

このような中、小動物分野の獣医療においては、飼育者から、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、より高度かつ広範な診療技術の提供、丁寧かつ的確な診療内容の説明及び保健指導が求められている。こうした飼育者ニーズに適切に対応した獣医療を提供しうよう、診療技術の習得体制及び保健衛生指導の充実促進を図る必要がある。

また、公益社団法人岡山県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）等が中心となって進める診療施設の専門化と機能分担に関する合意形成の促進を図るとともに、専門性を持った獣医師の能力に関する情報が飼育者に正しく提供され、飼育者が期待する診療を受診できる環境を整備する。

さらに、愛玩動物看護師法の成立により、小動物診療において獣医師の担う業務と愛玩動物看護師の担う業務の明確化を踏まえた適切な役割分担と連携を通じた、いわゆるチーム獣医療提供体制の確立に向けて獣医師と愛玩動物看護師の連携の強化を図る必要がある。

3 獣医療供給体制整備のための岡山県計画の基本的な方向

本県の畜産は、経営の規模拡大等により米と並び農業の基幹作目として重要な位置を占めており、その発展に適切な獣医療の供給体制も寄与してきた。

また、一般家庭において飼育されている小動物に対する適切な獣医療の提供は、飼育者だけでなく社会全体に対してゆとりと潤いをもたらすとともに、障害者の社会進出を支援してきた。

さらに、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方についての勧告や動物の愛護及び管理に関する法律が一部改正されるなど、動物福祉への関心が高まっている。

このため、今後さらに多様化する社会の要請に応えるためには、継続した獣医療を提供する体制を整備する必要が高まっており、特に産業動物臨床分野、公務員分野及びその他関係機関における獣医師の不足並びに小動物分野における全国的な獣医師の地域的偏在が懸念されていることを踏まえ、以下の点に留意しながら、より質の高いかつ適正な獣医療を効率的に供給する体制の整備を図る必要がある。

なお、本計画の期間は、令和4年度から令和12年度までの9年間とし、適宜、進捗状況を踏まえた見直しを行う。

(1) 産業動物臨床分野及び公務員分野

ア 獣医療供給体制の確保

畜産業の振興を図る中、家畜の診療及び健康管理指導等を行う産業動物臨床獣医師が不足する傾向にあり、また、家畜伝染病に対する防疫対応や飼養衛生管理基準の遵守指導、危機管理体制の整備及び食品の安全確保の根幹を担う家畜衛生及び公衆衛生に関わる公務員獣医師の慢性的な不足が指摘されている。

産業動物臨床分野及び公務員分野における獣医療の供給体制の充実を図るため、獣医学生への産業動物臨床や公務員業務の体験による就業を誘引し、退職獣医師等の潜在的人材の確保や、産休・育休・復職等の様々なライフステージで活躍できる環境整備を整備することにより、獣医師確保を推進する。

イ 診療施設の整備並びに獣医療関連施設の相互の機能及び業務の提携

家保も含めた診療施設の整備並びに獣医療関連施設の相互の機能及び業務の連携を図ることにより、診療の効率化及び迅速化並びに診療内容の高度化を図る。

また、家保における病性鑑定機能の充実及び家畜伝染病の大規模発生に備えた必要資材の備蓄等、危機管理体制の強化を推進する。

ウ 適正な獣医療の確保及び情報の提供

産業動物臨床分野の獣医療の現場においても、診療方針等の情報提供について飼養者からの要望が高まっており、インフォームドコンセントは重要となっている。また、獣医師による高度かつ多様な診療技術を提供するために、技術の研鑽、習得、職業倫理、動物福祉の再認識に努め、適正な獣医療の確保を図る。

(2) 小動物分野

ア 獣医療供給体制の整備

飼育者のニーズに適切に対応した獣医療を提供し得るよう、診療技術の習得体制及び保健衛生指導の充実するよう促す。

また、獣医師の担う業務と愛玩動物看護師の担う業務の明確化を踏まえた役割分担と、連携を通じたチーム獣医療提供体制を確立するよう図る。

イ 人と動物の共通感染症の発生状況の把握と情報提供

人と動物の共通感染症対策により発生を予防し、又は感染拡大を防止するために、獣医師会等と協力し、感染症の正しい情報や最新の発生状況を飼育者に提供する。

ウ 災害時等の対応

動物による人への危害防止及び動物愛護思想に基づき、災害発生時に設置される岡山県動物救護本部に協力して、動物医療チーム「岡山VMA T」の派遣や被災動物の動物病院での預かりなど動物救護活動が速やかに行えるよう推進する。

第2 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設開設届出数

各地域における診療施設開設状況は、下表のとおりである。

表1 診療施設開設状況（令和3年12月末現在）

（単位：カ所）

地域	診療施設数	内容（開設主体の種類別内訳）								備考
		県（家保等）	市町村	農業協同組合	NOSAI	法人その他の団体（産業動物）	個人（産業動物）	法人その他の団体（小動物）	個人（小動物）	
岡山地域	112	2	1	3	2	12	11	41	40	
井笠地域	69	1	0	1	1	8	12	28	18	
高梁地域	16	1	0	0	1	5	5	1	3	
真庭地域	14	1	0	2	1	3	4	1	2	
津山地域	40	1	0	1	1	8	9	3	17	
計	251	6	1	7	6	36	41	74	80	

資料：獣医療法第3条の届出（令和3年12月末現在）

注：診療施設には、法第7条第1項に規定する往診診療者等を含める。

(2) 主要な診療機器等

各地域の診療施設における施設整備、主要な診療機器整備の現状は表2、表3のとおりである。

表2 施設整備、診療機器等の整備状況（令和3年9月末現在）県全体集計（単位：戸、室又は台）

地域	開設主体の種類	調査施設数	施設の整備状況									機器の整備状況				備考	
			診療室	手術室	検査室	解剖室	病性鑑定室				焼却施設	エックス線装置		その他の機器			
							細菌	ウイルス	病理	生化学		うちエックス線診療室有	血液生化学分析装置	超音波診断装置			
合計	県(家保等)	5	1	1	6	5	6	4	1	1	2	5	1	1	5	3	
	市町村	1	1														
	農業協同組合	5	1		2										1	1	
	農業共済組合	6			6								2		9	27	
	その他法人等(産業動物)	36	6		17	5	5	6		1			1	1	1	6	
	その他法人等(小動物)	66	123	58	44		4				7	1	65	65	79	65	
	個人開業(産業動物)	33	10	2	4								1	1	2	2	
	個人開業施設(小動物)	73	81	51	34	1	3				3		47	46	52	46	
計	225	223	112	113	11	18	10	1	2	12	6	117	114	149	150		

*その他の機器には、ポータブルのものも含む

表3 施設整備、診療機器等の整備状況（令和3年9月末現在）地域毎集計（単位：戸、室又は台）

地域	開設主体の種類	調査施設数	施設の整備状況									機器の整備状況				備考	
			診療室	手術室	検査室	解剖室	病性鑑定室				焼却施設	エックス線装置		その他の機器			
							細菌	ウイルス	病理	生化学		うちエックス線診療室有	血液生化学分析装置	超音波診断装置			
岡山地域	県(家保等)	2	1	1	2	2	4	1	1	1	1	2	1	1	2		
	市町村	1	1														
	農業協同組合	1															
	NOSAI	2			2							1			3	8	
	その他法人等(産業動物)	11			13	5	4	3		1						3	
	その他法人等(小動物)	34	62	28	20		4				4	1	31	31	43	33	
	個人開業(産業動物)	8	1		2												
	個人開業施設(小動物)	36	49	29	16	1	3				3		29	28	33	29	
計	95	114	58	55	8	15	4	1	2	8	3	62	60	81	73		
井笠地域	県(家保等)	1			2	1	1	1				1					
	市町村																
	農業協同組合	1			1												
	NOSAI	1			1										1	5	
	その他法人等(産業動物)	8			2			2									
	その他法人等(小動物)	27	53	25	19						3		29	29	32	27	
	個人開業(産業動物)	10	2	1	1										1	1	
	個人開業施設(小動物)	15	19	12	8								13	13	14	11	
計	63	74	38	34	1	1	3	0	0	3	1	42	42	49	45		
高梁地域	県(家保等)	1			1	1	1	1				1					
	市町村																
	農業協同組合																
	NOSAI	1			1										1	3	
	その他法人等(産業動物)	4	1		2		1	1								1	
	その他法人等(小動物)	1	2	1	1								1	1		1	
	個人開業(産業動物)	3	1	1	1								1	1	1	1	
	個人開業施設(小動物)	4	4	1	1								1	1	1	1	
計	14	8	3	7	1	2	2	0	0	0	1	3	3	4	8		
真庭地域	県(家保等)																
	市町村																
	農業協同組合	2															
	NOSAI	1			1										2	3	
	その他法人等(産業動物)	3	1									1	1	1	1	2	
	その他法人等(小動物)	1	3	1	1							1	1	1	1	1	
	個人開業(産業動物)	4															
	個人開業施設(小動物)	2														1	
計	13	4	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	4	7		
津山地域	県(家保等)	1			1	1		1			1	1			1	1	
	市町村	0															
	農業協同組合	1	1		1										1	1	
	NOSAI	1			1							1			2	8	
	その他法人等(産業動物)	10	4														
	その他法人等(小動物)	3	3	3	3							3	3	3	3		
	個人開業(産業動物)	8	6														
	個人開業施設(小動物)	16	9	9	9							4	4	4	4	4	
計	40	23	12	15	1	0	1	0	0	1	1	8	7	11	17		

2 診療施設の整備に関する目標

本県の獣医療の提供は、家畜防疫等については、各地域の家保が主体となり、また診療については、牛ではNOSAIや農場雇用獣医師等の開業獣医師が、豚及び鶏では個人開業及びその他団体の施設が主体となって業務を行っていることを踏まえ、県、NOSAI等の開設主体ごとに計画的整備を推進し、機能強化、役割分担及び相互連携を図ることにより、診療の効率化及び迅速化並びに診療内容の高度化を促進する。

特に、家保における病性鑑定機能及び農場H A C C P、畜産G A P等の考え方を取り入れた指導体制を強化し、また、診療や飼養衛生管理の確認・指導等の効率化を図るため、情報通信技術の活用を図る。

(1) 獣医療関連施設の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜伝染病の予防及び畜産物の安全性の向上を図るため、地域における病性鑑定機能の充実・強化及び生産衛生管理機能及び指導体制の整備・充実に必要な検査機器等を整備するとともに、それに伴うバイオハザードを考慮した施設の整備を推進する。また、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫等家畜伝染病の発生に伴い緊急的な防疫措置が必要とされる場合に備え、初動防疫に必要な資材の備蓄等、危機管理体制の強化を図る。

イ 農業共済組合

県下一円を対象とした産業動物診療の総合的検査施設及び各地域における中核的診療施設として、地域の家畜飼養の実態に応じて診療施設の整備並びに効率的な配置と診療施設間の機能分担・業務連携の強化を図る。

迅速かつ的確な獣医療の提供を行うため、高度な診療に必要な施設、機器等の整備については、融資制度の活用等により、その整備を推進する。

ウ 農業協同組合

農業協同組合（以下「農協」という。）の診療施設については、N O S A I の診療施設との機能分担・業務連携により、診療の効率化を図る。

エ 個人開業及びその他法人の施設

産業動物分野の個人開業診療施設及びその他法人の施設については、過剰な設備投資にならないよう配慮し、必要な施設、機器等の整備については、融資制度の活用等により、その整備を推進する。

(2) 各地域における診療施設の整備目標

ア 岡山地域（岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町）

岡山地域では、乳用牛、肉用牛及びブロイラー用種鶏農場があり、これらに対する獣医療の提供は、乳用牛及び肉用牛についてはN O S A I 等の診療所が、ブロイラー用種鶏については農場専属の獣医師等の指導により対応している。

特に、乳牛では繁殖障害、消化器病、周産期疾患、乳房炎及び運動器疾患、肉用牛及びブロイラー用種鶏では多数飼育化に伴う集団衛生管理への指導に重点が置かれている。これらに適切に対応するため、超音波診断装置、血液生化学分析装置等を計画的に整備するとともに、当該地域には、N O S A I の生産獣医療支援センター等中核的施設があることから、特にこれらの機器及びエックス線装置並びに施設の整備促進を図る。

また、岡山家保家畜病性鑑定課においては、家保の病性鑑定の中核機関として、家畜伝染病の迅速かつ的確な診断と畜産物の安全性を確保するため、病性鑑定機能の充実・強化を目指した機器整備と、それに伴うバイオハザードを考慮した施設整備を行う。

イ 井笠地域（倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町）

井笠地域では、乳用牛及び肉用牛の大型農場が笠岡湾干拓地に、また、採卵鶏は井原市を中心として農場が多数ある。これらに対する獣医療の提供は、乳用牛及び肉用牛については、NOSA I等の診療所が、採卵鶏については農場専属の獣医師等の指導により対応している。特に採卵鶏については、県内の飼養羽数の約3割を占めていることから、群単位での衛生管理への適切な対応を図るうえで必要な施設、機器を主体に整備を促進する。

また、笠岡湾干拓地には大型畜産団地があることから、繁殖障害、消化器病等の疾病に対応するため、超音波診断装置、血液生化学分析装置等を計画的に整備する。

ウ 高梁地域（高梁市、新見市）

高梁地域は肉用繁殖牛と豚及び肉用鶏が盛んな地域であり、これらに対する獣医療の提供は、肉用牛についてはNOSA I等の診療所が、豚及び肉用鶏については農場専属の獣医師等の指導により対応している。

特に豚及び肉用鶏については大規模な企業的经营が多く、豚は県内の飼養頭数の約5割を、肉用鶏は約7割を占めていることから、一戸あたりの飼養頭（羽）数の増加に伴う衛生管理への適切な対応に必要な機器等を主体に整備を促進する。

また、肉用繁殖牛の繁殖障害や生産子牛の損耗防止等に対応するため、超音波診断装置、血液生化学分析装置等の整備を推進する。

エ 真庭地域（真庭市、新庄村）

真庭地域は乳用牛及び肉用繁殖牛の飼育が盛んな地域であり、これに対する獣医療の提供は、NOSA I及び農協の診療所が、中心となって対応している。

特に、繁殖障害や消化器病等に対応するため、超音波診断装置、血液生化学分析装置等の整備を推進する。

オ 津山地域（津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町）

各畜種とも県内の飼養頭羽数の多くを占めており、特に採卵鶏では県内飼養羽数のほぼ5割を、豚はほぼ3割を占めている。これらに対する獣医療の提供は、乳用牛ではNOSA I及び農協等の診療所が、肉用牛ではNOSA I等の診療所が、豚及び鶏では農場専属の獣医師等の指導により対応している。

特に、乳牛では繁殖障害や消化器病、肉用繁殖牛では繁殖障害、生産子牛の損耗防止等に対応するため、超音波診断装置、血液生化学分析装置等の整備を推進し、豚及び鶏では、集団管理衛生への適切な対応を図るうえで必要な施設、機器を主体に整備を推進する。

第3 獣医師の確保に関する目標

1 産業動物臨床分野における獣医師の確保目標

令和12年度を目標とする産業動物の診療を行う獣医師の確保目標は次のとおりとする。

表4 産業動物臨床分野における診療獣医師の確保目標

(単位：人)

地 域	令和2年12月 現在の獣医師数	令和12年度における 獣医師の確保目標
岡山地域	15	15
井笠地域	14	17
高梁地域	8	8
真庭地域	6	6
津山地域	19	23
合 計	62	69

※令和12年度における確保目標は、地域における家畜飼養頭数、年間診療可能頭数、退職・廃業状況等を勘案して算出

2 公務員分野における獣医師の確保

公務員分野については、令和2年12月末現在、岡山県農林水産部に81名、同保健福祉部に33名、岡山市に20名、倉敷市に10名が勤務している。

今後、家畜の飼養動向や社会情勢の変化等を注視しながら、家畜伝染病に対する防疫体制や食の安全性確保等に支障を来さないよう、職員の計画的な確保に努める。

3 獣医師の確保対策

(1) 産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の業務への理解醸成と就業誘導

産業動物臨床獣医師及び地方における公務員獣医師の不足が言われており、新規獣医師の多くが小動物分野及び都市部の公務員を選択していることなどが、獣医師の活動分野における偏在が原因として上げられている。

この職域偏在については、獣医学教育において、産業動物や行政に携わる獣医師の役割に係る講義や実習が少なく、産業動物診療や家畜衛生・公衆衛生行政等の意義や魅力を知る機会が少ないとの指摘がある。

このことから、産業動物臨床分野及び地方公務員分野への誘導を図るための措置として、獣医系大学の学生を対象としてNOSA I等施設での臨床実習、家保での家畜防疫及び衛生指導、食肉衛生検査所でのと畜・食鳥検査、保健所での食品衛生検査及び動物愛護センターでの啓発活動等の体験を通じて業務内容の理解を深めるインターンシップを積極的に受け入れる。また、獣医系大学を訪問し、業務内容の紹介、職員採用案内等を行うことにより、産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の計画的な養成と確保を図る。

また不足が認められる分野においては、給与及び手当等の福利厚生に関する情報を提供し、獣医師の確保に努める。

(2) 労働をめぐる環境の改善

今後、女性獣医師の占める割合がさらに大きくなっていくことが予想されることから、女性が積極的に活躍できる環境づくりを推進する。また、代替職員確保による産休・育休を取得しやすい職場作りをはじめとし、長期間育休等を取得した獣医師が復職しやすい環境など、継続的に就業できる労働環境の整備する。

(3) 人材情報の共有と再就職支援

産業動物診療や家畜衛生・公衆衛生行政等に携わった獣医師及び畜産関係に係る技術や知識・経験を持つ獣医師の活用を図るため、農林水産省が整備する獣医師法第22条に基づく届出のオンライン化に伴い運用予定の「人材データベース」等を活用し、農業関係団体及び家保等の勤務獣医師の退職者や未就業の獣医師等の把握に努め、獣医師の就業状況、採用・求職情報の提供などを行う。

第4 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

本県はいずれの地域においても獣医療を提供する体制の整備が必要であることから、県下全地域を指定する。

表5 指定地域及び市町村名

地域	地域内の市町村名
岡山	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町 (5市2町)
井笠	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町 (5市3町)
高梁	高梁市、新見市 (2市)
真庭	真庭市、新庄村 (1市1村)
津山	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町 (2市5町1村)

第5 相互の機能分担及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

産業動物に係る効率的な診療体制の整備を図るため、獣医療に関連する施設が有する機能分担及び業務の連携を促進する。

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家保は、地域の防疫活動の拠点と位置付け、公衆衛生分野の公務員獣医師や民間の獣医師等との連携のもとで家畜伝染病及び不明疾病に対するサーベイランス体制の強化を図る。

また、豚熱、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫など家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の強化のため、家畜防疫員を確保するとともに、発生都道府県への家畜防疫員等の派遣体制についても確立する。

また、県は地域獣医師、関係団体等との連携のもと、民間の獣医師等の家畜防疫活動に対する支援体制を整備するため、県域及び各地域における家畜防疫に係る会議や研修会等を開催し連携を促進する。

さらに、豚熱の予防的ワクチン接種においては、接種命令に基づく家畜防疫員による接種と併せて、知事認定獣医師による接種も行うことにより、民間の獣医師と連携して適切な接種時期におけるワクチン接種の実施を図る。

2 診療施設、診療機器の効率的利用

家保及びNOSA I家畜診療所については、複雑かつ多様化する疾病に対応し、高度な治療や迅速な病性鑑定が必要とされている。これに対応するため整備した中核的診療施設や診療機器を当該地域の産業動物診療獣医師が効率的に利用できるよう体制を整備し、社会的要請に対応する。

3 獣医療情報の提供体制の整備

疾病の予防と管理を効率的に行うことを目的として、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視したデータを系統的に収集・分析し、その結果を迅速かつ定期的に還元する体制を整備することにより、個人開業獣医師、農業関係団体、家保等の獣医療関連機関相互の情報交換の組織化を図る。

さらに病性鑑定成績、抗体検査成績、食肉衛生検査成績等、獣医療関連施設が保有する情報を共有し、診療及び保健衛生指導等に利用するため、各施設相互の情報交換についても組織的に行う体制整備を推進する。

4 家畜防疫員の確保、家畜伝染病発生時の支援体制の整備

農業関係団体、家保等の勤務獣医師の退職者等、家畜の診療や家畜衛生行政に長年関わってきた獣医師を有効に活用するとともに、民間の獣医師等の家畜防疫活動への支援体制の整備するため、防疫演習や研修会等を開催し連携を強化する。

5 家畜衛生検査施設との業務の連携

飼養規模の拡大に伴い、個体診療技術から群単位での衛生管理技術に移行しつつある。郡単位での集団衛生管理技術においては、環境衛生、飼養衛生、細菌及びウイルス学的診断等総合的かつ高度な専門技術を必要とするため、家保、NOSA I生産獣医療支援センター、民間等の検査施設と管理獣医師等の業務の連携を促進する。

第6 診療上必要な技術の研修の実施、その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

獣医療技術については、獣医学の進展に伴い新たな診療機器や医薬品が開発されるなど、今後益々高度化、多様化していくことが見込まれることから、地域における獣医療のニーズに応じ、その適切な普及を図るものとする。

従って、次の事項に配慮し、地域における獣医療の担い手に対し、研修への計画的な参加を促進する等、獣医療に関する技術の向上を図るものとする。

1 臨床研修

(1) 産業動物臨床分野

獣医師法第16条の2第1項に規定により農林水産大臣の指定を受けている臨床研修診療施設群を持つNOSA I診療施設を活用し、臨床研修に努めるものとする。また、県獣医師会等が開催する法令、食品のリスク管理及び畜産関連産業等に関する知識・技術の修得を目的とした研修会や新規獣医師のうち診療分野に就業する者を対象とする臨床研修への参加を促進する。

(2) 公務員分野

家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉等の行政に関わっていく上で必要な知識・技術及び畜産関連産業等に関する知識の修得を目的とした国等が実施する技術研修、講習会等への参加を促進する。

また、家畜伝染病の大規模発生への対応や迅速な診断技術等の修得を目的とした研修を計画的に実施していく。

(3) 小動物分野

獣医師法第16条の2第1項に規定する農林水産大臣の指定する診療施設を活用した、卒後臨床研修に努めるものとする。

また、新規獣医師に必要な実践的な診療技術の修得、飼育者とのコミュニケーション能力の向上に加え、実務上求められる法令遵守や職業倫理、動物福祉等の研修の参加を促進する。

2 高度研修

(1) 産業動物臨床分野

診療獣医師が最新の獣医療技術に対応した獣医療を提供していくため、NOSA I 生産獣医療支援センター等の施設を利用して開催される集団衛生管理技術、高度診断機器による診断技術等の修得を目的とした技術講習、県獣医師会等が開催する学会、研修会等への参加を促進する。

(2) 公務員分野

国、中央団体等が開催する講習会へ積極的に参加し、地域の獣医師への技術指導等を計画的に行うことにより、地域獣医療の技術向上を推進する。

(3) 小動物分野

専門性の高い獣医療技術の修得を目的として実施される技術研修や県獣医師会等が開催する学会、研修会、講習会等への積極的な参加を促進し、専門分野別の技術の向上を推進する。

3 生涯学習等

(1) 診療獣医師が日進月歩する獣医療技術及び海外悪性伝染病及び新興・再興感染症等に関する知識・技術を適時適切に取り入れ、社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、県獣医師会等が開催する研修会等への参加やこれらが提供する教材等の利用を促進する。

(2) 研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師についても、各種の情報媒体等を活用した教材の利用による研修を促進する。

(3) 離職・休職中の獣医師を対象とした、県獣医師会等が開催する技術研修への参加を促進する。

第7 その他獣医療を提供する体制の整備に関する重要事項

1 飼養者・飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物診療分野及び公務員分野

安全で消費者の信頼を確保できる良質な畜産物を安定的に供給するためには、産業動物の飼養者が家畜伝染病予防法に定める飼養衛生管理基準の遵守はもとより、衛生管理を適切に実施することが重要であり、県は一般社団法人岡山県畜産協会等を指導支援して、自衛防疫強化の活動等をはじめとした、家畜衛生関連事業等を通じて、飼養者に対する知識・技術の一層の啓発・普及に努める。

(2) 小動物分野

県獣医師会等が小動物の適切な健康管理を図るために開催する動物フェスティバルや健康相談を促進し、飼育者に対する動物愛護及び衛生知識の普及・啓発に努めるとともに、獣医師によるインフォームド・コンセントの徹底、獣医療相談窓口の設置、診療施設の専門化・機能分担、夜間・休日における診療体制の整備に関する合意形成等を図り、人と動物が共生できる社会環境の健全な発展が達成できるよう促す。

また、学校飼育動物の健康管理及び保健衛生指導や野生動物の保護・救済等を通じた社会教育活動を促進する。

2 広報活動の充実

県や県獣医師会等のホームページ内容の充実により、家畜衛生情報や獣医療に関する広報活動を強化し、獣医療の果たす役割について県民の理解の醸成や飼育者に対する衛生知識の啓発普及に努める。

3 診療施設の整備

本計画に基づき診療施設及び機器の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を図る。